

**「大阪しあわせネットワーク」における
「生活困窮者レスキュー事業」の実施にかかる定款変更等の手続きについて**

1 定款への記載

「大阪しあわせネットワーク（オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業）」における「生活困窮者レスキュー事業」については、社会福祉法第二条第三項に定める第二種社会福祉事業の第一号「生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業」として位置づけられるものであり、各社会福祉法人の定款において、実施する事業として「生計困難者に対する相談支援事業」と記載する必要があります。

2 定款変更手続きの方法

- ①理事会（評議員会）において、事業追加の定款変更を行うことについて議決
- ②定款変更認可申請について、各法人の所轄庁へ申請する。
- ③事業内容について、第二種社会福祉事業開始届を、府（政令指定都市、中核市の場合もあります。）へ届け出る。
- ④定款変更の認可がおりたら、管轄の法務局で法人登記の「目的」の変更を行う。

3 理事会（評議員会）での議題

- ①事業を実施することについての議決
- ②事業実施のための（補正）予算の議決
- ③定款変更の議決
- ④事業実施規程の議決

4 理事会（評議員会）議事録で抜けてはならない項目

- ①事業を実施することについての議決があったこと（事業予算、事業実施規程）
- ②定款変更を行うことについての議決があったこと
（具体的に、定款の条文をどのように変更するのかを記載する必要あり。）

5 定款変更認可申請に必要な書類

※法人の所轄庁に2部提出（厚労省・近畿厚生局が所轄する法人は3部提出）

◎定款変更認可申請書（追加事業について、記入する）

（添付書類）①新定款

②理事会（及び評議員会）議事録（写）、議案書（写）※要原本証明

③財産目録（前年度末日）、

事業計画書（第1・第2年度）及び収支予算書（第1・第2年度）

④事業実施規程、総合生活相談員等名簿

⑤第二種社会福祉事業開始届（案）

6 第二種社会福祉事業開始届に必要な書類

※事業開始の日から1ヶ月以内に届出（書類の必要部数は各所轄庁にご確認ください）

◎第二種社会福祉事業開始届（大阪府参考例）

（添付書類）①新定款

②事業実施規程

③総合生活相談員等名簿

④事業計画書及び収支予算書

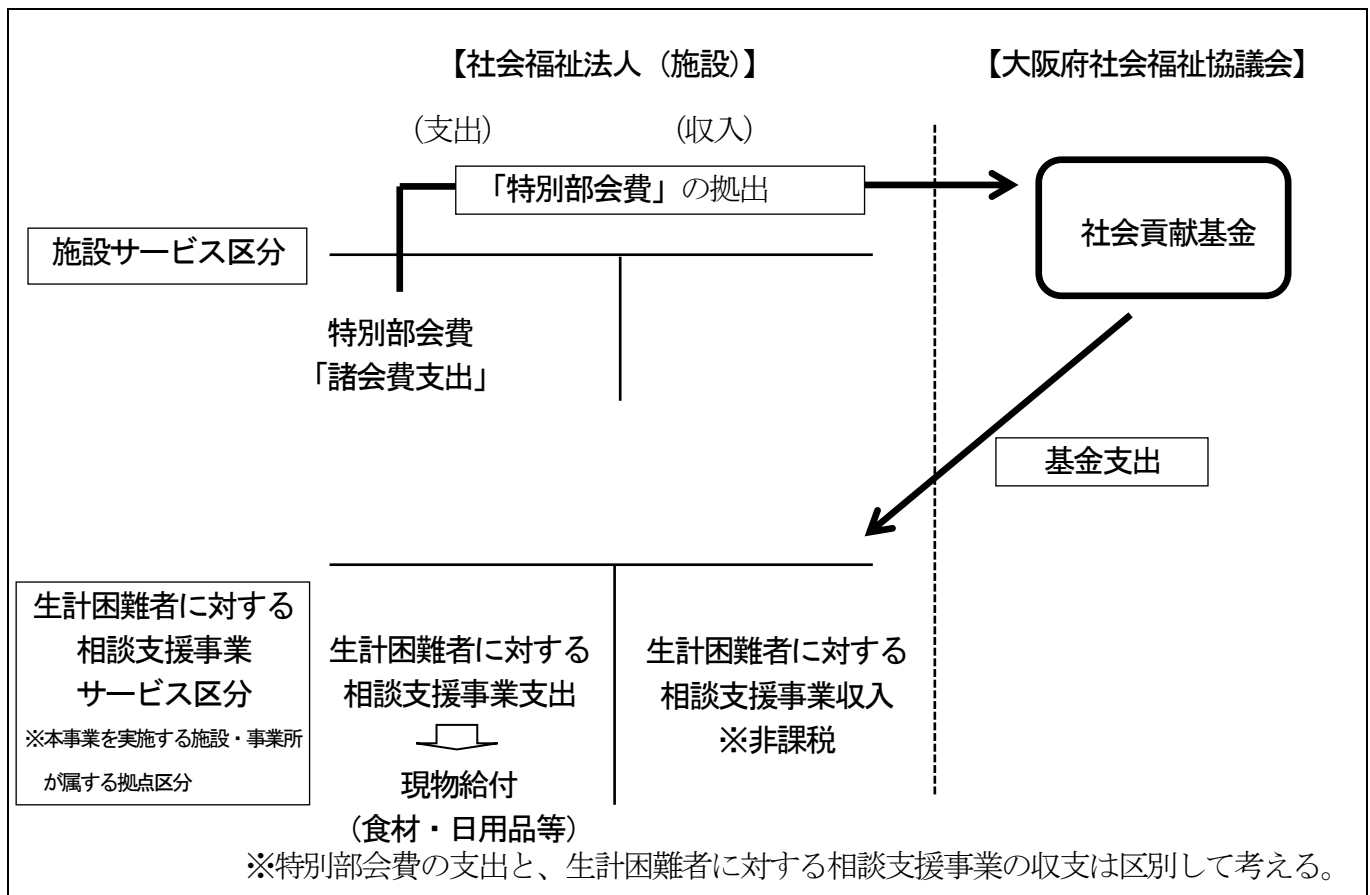
- 定款変更手続きは、各法人の所轄庁に、事前にご相談・ご確認をお願いします。
- 第二種社会福祉事業開始届については、事業経営地の知事に届け出る（社会福祉法第69条）こととなりますが、大都市等の特例（同法第126条）があり、政令指定都市、中核市に事業経営地がある場合は、当該所轄庁に届け出る必要がありますので、ご留意下さい。

7 社会福祉法人新会計基準の会計処理及びサービス区分の設置

「大阪しあわせネットワーク（オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業）」における「生活困窮者レスキュー事業」を実施する際は、第二種社会福祉事業として、相談事業を実施する施設が属する拠点区分においてサービス区分を設けて会計処理を行います。なお、特別部会費は、「施設サービス区分」の「諸会費支出」により支出します。

※「生計困難者に対する相談支援事業（オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業）」収支予算書参照

8 大阪しあわせネットワーク（オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業）における「生活困窮者レスキュー事業」にかかる資金の流れ



所管別法人数(大阪府内に主たる事務所が所在する法人)

(令和8年7月1日現在)

所管行政庁	所管 法人数	担当部署名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
厚生労働省	3	厚生労働省	100-8916	東京都千代田区霞が関1-2-2	03-5253-1111	—
大阪府	205	福祉部地域福祉推進室福祉人材・法人指導課	540-8570	大阪府中央区大手前2丁目	06-6944-9173	06-6944-1982
大阪市	295	福祉局総務部総務課法人監理グループ	541-0055	大阪府中央区船場中央3丁目1番7-331号	06-6241-6540	06-6241-6604
堺市	119	健康福祉局生活福祉部健康福祉総務課法人指導係	590-0078	堺市堺区南瓦町3番1号	072-228-7588	072-228-7853
高槻市	29	健康福祉部福祉指導課法人監理チーム	569-0067	大阪府高槻市桃園町2番1号	072-674-7821	072-674-7820
東大阪市	59	福祉部指導監査室法人・高齢者施設課	577-8521	東大阪市荒本北一丁目1番1号	06-4309-3340	06-4309-3848
豊中市	28	福祉部福祉指導監査課	561-8501	豊中市中桜塚3丁目1番1号	06-6858-2441	06-6854-4344
枚方市	37	健康福祉部福祉指導監査課	573-8666	枚方市大垣内町2丁目1番20号	072-841-1467	072-841-1322
八尾市	42	健康福祉部福祉指導監査課	581-0003	八尾市本町一丁目1番1号	072-924-3012	072-922-3786
寝屋川市	37	福祉部指導監査課	572-8566	寝屋川市池田西町24番5号 寝屋川市立池の里市民交流センター 体育館 棟1階	072-812-2027	072-838-9800
吹田市	29	福祉部福祉指導監査室	564-8550	吹田市泉町1丁目3番40号	06-6105-8006	06-6368-7348
茨木市	22	健康医療部福祉指導監査課	567-8505	茨木市駅前三丁目8番13号	072-620-1809	072-623-1876
摂津市	5	保健福祉部保健福祉課総務係	566-8555	摂津市三島1-1-1	06-6383-1111	06-6383-5252
(豊能 広域)	池田市	7	562-0014	箕面市萱野5丁目8番1号 箕面市立総合保健福祉センター	072-727-9661	072-727-9670
	箕面市	9				
	豊能町	3				
	能勢町	4				
守口市	13	守口市健康福祉部地域福祉課	570-8666	守口市京阪本通2丁目5番5号	06-6992-1570	06-6992-1505
門真市	13	保健福祉部福祉政策課	571-8585	門真市中町1-1	06-6902-6093	06-6905-3264
大東市	18	福祉・子ども部福祉政策課	574-8555	大東市谷川1丁目1番1号	072-800-3433	072-872-2189
四條畷市	8	健康福祉部福祉政策課	575-8501	四條畷市中野本町1番1号	072-877-2121	072-879-5955
交野市	10	健康福祉部福祉総務課	576-0034	交野市天野が原町5-5-1	072-893-6402	072-895-6065
柏原市	6	福祉こども部福祉指導監査課	582-8555	柏原市安堂町1-55	072-971-5202	072-971-1801
松原市	9	福祉部福祉指導課	580-8501	松原市阿保1丁目1番1号	072-349-3206	072-334-5959
羽曳野市	15	保健福祉部福祉指導監査課	583-8585	羽曳野市萱田4丁目1-1	072-947-3860	072-947-3633
藤井寺市	7	健康福祉部法人指導課	583-8583	藤井寺市岡1丁目1番1号	(代表)072-939-1111	072-936-9777
南河内 広域 事務室	富田林市	11	584-0031	富田林市寿町2丁目6番1号 南河内府民センタービル2階	0721-20-1199	0721-20-1202
	河内長野市	17				
	大阪狭山市	7				
	太子町	7				
	河南町	1				
(泉州 広域)	千早赤阪村	1	596-0076	岸和田市野田町3丁目13番2号 泉南府民センタービル4階	072-493-6131	072-493-6134
	岸和田市	22				
	和泉市	18				
	貝塚市	16				
	泉大津市	6				
	高石市	4				
(泉南 広域)	忠岡町	1	598-8550	泉佐野市市場東1丁目1番1号	072-493-2023	072-462-7780
	泉佐野市	19				
	泉南市	8				
	阪南市	11				
	熊取町	6				
	田尻町	1				
岬町	岬町	1				
	岬町	1				
《 合 計 》	1,189					

第二種社会福祉事業(生計困難者に対する相談支援事業) 開始届 提出先所轄庁一覧 ※組織改編等により提出先が変わる場合があります

所管行政庁	担当部署名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
大阪府	福祉部地域福祉推進室社会援護課	540-8570	大阪府中央区大手前2丁目1番22号 別館8階	06-6944-6665	06-6941-0227
大阪市	福祉局総務部総務課法人監理グループ	541-0055	大阪府中央区船場中央3丁目1番7-331号	06-6241-6540	06-6241-6604
堺市	※事業を実施する施設の所管課にお問合せください	590-0078	堺市堺区南瓦町3番1号(本庁)	072-233-1101(代表)	—
高槻市	健康福祉部福祉指導課	569-0067	大阪府高槻市桃園町2番1号	072-674-7821	072-674-7820
東大阪市	福祉部生活福祉室	577-0011	東大阪市荒本北1丁目1番1号	06-4309-3226	06-4309-3848
豊中市	健康福祉部福祉指導監査課	561-8501	豊中市中桜塚3丁目1番1号	06-6858-2441	06-6151-3583
枚方市	福祉部福祉指導監査課	573-0027	枚方市大垣内町2丁目1番20号	072-841-1467	072-841-1322
八尾市	健康福祉部福祉指導監査課	581-0003	八尾市本町1丁目1番1号	072-924-3012	072-922-3786
寝屋川市	保護課	572-8566	寝屋川市池田西町24番5号	072-838-0347	072-812-2025
吹田市	福祉部生活福祉室	564-8550	吹田市泉町1丁目3番40号	06-6384-1334	06-6368-7348

記入例

(表 面)

社会福祉法人定款変更認可申請書		
申請者	主たる事務所の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇-〇 TEL(〇〇) 〇〇〇〇-〇〇〇〇 FAX(〇〇) 〇〇〇〇-〇〇〇〇
	(ふりがな)	しゃかいふくしほうじん 〇〇〇〇ふくしかい
	名 称	社会福祉法人 〇〇福祉会
	(ふりがな)	りじちょう 〇〇〇 〇〇〇
	代表者の氏名	理事長 〇〇〇 〇〇〇 (代表者印)
申 請 年 月 日		〇〇年〇〇月〇〇日
定款変更の内容及び理由	内 容	
	変更前の条文	変更後の条文
	(目 的) 第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、〜〜、次の社会福祉事業を行う。 (1) 第一種社会福祉事業 (2) 第二種社会福祉事業 (イ) 〇〇〇〇〇〇事業	(目 的) 第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、〜〜、次の社会福祉事業を行う。 (1) 第一種社会福祉事業 (2) 第二種社会福祉事業 (イ) 〇〇〇〇〇〇事業 ： ： (〇) <u>生計困難者に対する</u> <u>相談支援事業</u>
理 由		新たに事業を開始するため。

(裏 面)

定款変更の内容及び理由	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第3条第1項各号に掲げる書類を添付するとともに、当該定款変更の内容に応じ、同条第2項又は第3項に規定する書類を添付すること。（次頁からの一覧表を参照のこと。）
- 4 記名押印に代えて署名することができる。

(表 面)

社会福祉法人定款変更認可申請書					
申請者	主たる事務所の所在地	〒 —			
		TEL() — FAX() —			
	(ふりがな)				
	名 称				
	(ふりがな)				
	代表者の氏名	(代表者印)			
申 請 年 月 日		年 月 日			
定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由	内 容		理 由		
	変更前の条文	変更後の条文			

(裏 面)

定款変更 の内容及 び理 由	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第3条第1項各号に掲げる書類を添付するとともに、当該定款変更の内容に応じ、同条第2項又は第3項に規定する書類を添付すること。（次頁からの一覧表を参照のこと。）
- 4 記名押印に代えて署名することができる。

記入例（大阪府参考例）

※様式については所轄庁により相違する場合がありますので、あらかじめ所轄庁に確認のうえ、届け出てください。

〇〇年〇〇月〇〇日

大阪府知事

〇〇〇〇 様

社会福祉法人〇〇〇会

理事長 〇〇〇〇

第二種社会福祉事業開始届

この度、下記のとおり社会福祉法第2条第3項第1号に規定する第二種社会福祉事業を開始しましたので、同法第69条第1項の規定に基づき、関係書類を添付のうえ届け出ます。

記

- 1 経営者の名称 社会福祉法人〇〇〇会
- 2 主たる事務所の所在地 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
(法人本部)
- 3 事業の種類及び内容 生計困難者に対する相談支援事業
- 4 事業実施場所の名称及び所在地
 - ① 特別養護老人ホーム〇〇〇
△△市△△町△△丁目△△番△△号
 - ②
.
- 5 事業開始年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
- 6 添付書類
 - ①新定款
 - ②総合生活相談員等名簿（別紙）
 - ③事業実施規程（別紙）
 - ④事業計画書（別紙）
 - ⑤収支予算書（別紙）

総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）等名簿
＜サンプル＞

社会福祉法人 ○○○会

職 名	氏 名	資格 (所持している場合)
施設長	○○ ○○	
コミュニティソーシャルワーカー	○○ ○○	(例) 社会福祉士等
保育園における地域貢献事業地域 貢献支援員（スマイルサポーター）	○○ ○○	(例) 保育士

※名簿については、担当者が変更するたびに届け出ていただく必要はありません。

社会福祉法人〇〇〇会 生計困難者に対する相談支援事業実施規程
＜サンプル＞

社会福祉法人〇〇〇会

(目的)

第1条 この規程は、本会の実施する生計困難者に対する相談支援事業の適正な運営を図るために定めるものとする。

この事業は、社会福祉法人として明確な公益活動を実践するため、地域の援護を必要とする方に対する相談活動を活発化し、関係機関との連携を十分に行い、相談活動を行う中で、援護を必要とする方の心理的不安の軽減を図り、また必要な制度、サービスにつなぐこととする。そして、生活保護等の既存制度では対応できない方で、経済的困窮により医療や介護等の必要なサービスの利用が阻害されている方がいる場合、その費用等の全部または一部を支援する経済的援助を行う。

(経済的援助の対象)

第2条 経済的援助の対象は、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会が定める実施要綱によるものとする。

(経済的援助の決定)

第3条 援助を必要とする方からの相談を重ねる中で、前条に該当すると判断した総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）は、相談内容に関する資料を作成し、施設長に報告するものとする。

2 施設長は、総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）からの報告に基づき、経済的援助の可否を決定する。

(経済的援助の期間及び限度額)

第4条 経済的援助の期間及び限度額は、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会が定める実施要綱によるものとする。

(秘密の保持)

第5条 総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）の職員は、職務上知り得た相談内容等を、部外者に漏らしてはならない。

(規程の変更)

第6条 この規程を変更しようとするときは、理事会（評議員会を設置している場合は理事会及び評議員会）の同意を得なければならない。

附 則

この規程は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

〇〇年度 生計困難者に対する相談支援事業 事業計画書
＜第1年度・サンプル＞

社会福祉法人〇〇〇会

1 はじめに

本会は、第二種社会福祉事業「生計困難者に対する相談支援事業」を実施する。

この事業は、社会福祉法人として目に見える形で公益活動を実践するため、地域の援護を必要とする方に対する相談活動を活発化し、関係機関との連携を十分に行い、相談活動を行う中で、援護を必要とする方の心理的不安の軽減を図り、また必要な制度、サービスにつなぐこととする。そして、生活保護等の既存制度では対応できない方で、経済的困窮により医療や介護等の必要なサービスの利用が阻害されている方がいる場合、その費用等の全部または一部を支援する経済的援助を行う。

2 総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）の配置並びに総合生活相談活動

本事業を実施するために、本会に総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）を配置し、地域で生活課題を抱える方の相談が起こった際に対応し、課題の解決に努める。

3 経済的援助

援助を必要とする方からの相談を重ねる中で、経済的援助の必要性を判断した総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）は、相談内容に関する資料を作成し、施設長に報告するものとする。施設長は、総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）からの報告に基づき、経済的援助の可否を決定する。

4 研修会等への参加

総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）は、相談援助技術の向上を目的に、各種研修会等に参加する。

- ①コミュニティソーシャルワーカー養成研修会
- ②コミュニティソーシャルワーカースキルアップ研修会
- ③相談援助技術研修会（事例検討会）
- ④その他、本事業実施にあたり必要な研修会

〇〇年度 生計困難者に対する相談支援事業 事業計画書
＜第2年度・サンプル＞

社会福祉法人〇〇〇会

1 はじめに

本会は、第二種社会福祉事業「生計困難者に対する相談支援事業」を実施する。

この事業は、社会福祉法人として目に見える形で公益活動を実践するため、地域の援護を必要とする方に対する相談活動を活発化し、関係機関との連携を十分に行い、相談活動を行う中で、援護を必要とする方の心理的不安の軽減を図り、また必要な制度、サービスにつなぐこととする。そして、生活保護等の既存制度では対応できない方で、経済的困窮により医療や介護等の必要なサービスの利用が阻害されている方がいる場合、その費用等の全部または一部を支援する経済的援助を行う。

2 総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）の配置並びに総合生活相談活動

本事業を実施するために、本会に総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）を配置し、地域で生活課題を抱える方の相談が起こった際に対応し、課題の解決に努める。

3 経済的援助

援助を必要とする方からの相談を重ねる中で、経済的援助の必要性を判断した総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）は、相談内容に関する資料を作成し、施設長に報告するものとする。施設長は、総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）からの報告に基づき、経済的援助の可否を決定する。

4 研修会等への参加

総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）は、相談援助技術の向上を目的に、各種研修会等に参加する。

- ①コミュニティソーシャルワーカー養成研修会
- ②コミュニティソーシャルワーカースキルアップ研修会
- ③相談援助技術研修会（事例検討会）
- ④その他、本事業実施にあたり必要な研修会

〇〇年度 生計困難者に対する相談支援事業 収支予算書
 <第1年度・サンプル>

社会福祉法人 〇〇福祉会

(年に30万円の経済的援助を行うと見込んだ場合)

事業区分:社会福祉事業区分

拠点区分:〇〇〇拠点区分

サービス区分:生計困難者に対する相談支援事業

		勘定科目	予算額(円)	備考
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入		
		老人福祉事業収入		
		児童福祉事業収入		
		保育事業収入		
		就労支援事業収入		
		障害福祉サービス等事業収入		
		生活保護事業収入		
		医療事業収入		
		生計困難者に対する相談支援事業収入(大)		
		生計困難者に対する相談支援事業収入(中)	300,000	社会貢献基金からの収入
		生計困難者に対する相談支援事業収入(小)		
		借入金利息補助金収入		
		経常経費寄付金収入		
	受取利息配当金収入			
	その他の収入			
	流動資産評価益等による資金増加額			
	事業活動収入計(1)	300,000		
支出	人件費支出			
	事業費支出			
	事務費支出			
	就労支援事業支出			
	授産事業支出			
	生計困難者に対する相談支援事業支出(大)			
	生計困難者に対する相談支援事業支出(中)	300,000	経済的援助(現物給付)	
	生計困難者に対する相談支援事業支出(小)			
	利用者負担軽減額			
	支払利息支出			
その他の支出				
流動資産評価損等による資金減少額				
事業活動支出計(2)	300,000			
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		0		
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入		
		施設整備等寄附金収入		
		設備資金借入金収入		
		固定資産売却収入		
		その他の施設整備等による収入		
	施設整備等収入計(4)	0		
	支出	設備資金借入金元金償還支出		
		固定資産取得支出		
		固定資産除却・廃棄支出		
		ファイナンス・リース債務の返済支出		
その他の施設整備等による支出				
施設整備等支出計(5)	0			
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		0		
その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金元金償還金寄附金収入		
		長期運営資金借入金収入		
		長期貸付金回収収入		
		投資有価証券売却収入		
		積立資産取崩収入		
		その他の活動による収入		
	その他の活動収入計(7)	0		
	支出	長期運営資金借入金元金償還支出		
		長期貸付金支出		
		投資有価証券取得支出		
		積立資産支出		
		その他の活動による支出		
		その他の活動支出計(8)	0	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		0		
予備費支出(10)		0		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		0		
前期末支払資金残高(12)		0		
当期末支払資金残高(11)+(12)		0		

〇〇年度 生計困難者に対する相談支援事業 収支予算書
 <第2年度・サンプル>

社会福祉法人 〇〇福祉会

(年に30万円の経済的援助を行うと見込んだ場合)

事業区分:社会福祉事業区分

拠点区分:〇〇〇拠点区分

サービス区分:生計困難者に対する相談支援事業

		勘定科目	予算額(円)	備考
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入		
		老人福祉事業収入		
		児童福祉事業収入		
		保育事業収入		
		就労支援事業収入		
		障害福祉サービス等事業収入		
		生活保護事業収入		
		医療事業収入		
		生計困難者に対する相談支援事業収入(大)		
		生計困難者に対する相談支援事業収入(中)	300,000	社会貢献基金からの収入
		生計困難者に対する相談支援事業収入(小)		
		借入金利息補助金収入		
		経常経費寄付金収入		
		受取利息配当金収入		
	その他の収入			
	流動資産評価益等による資金増加額			
	事業活動収入計(1)	300,000		
	支出	人件費支出		
		事業費支出		
事務費支出				
就労支援事業支出				
授産事業支出				
生計困難者に対する相談支援事業支出(大)				
生計困難者に対する相談支援事業支出(中)		300,000	経済的援助(現物給付)	
生計困難者に対する相談支援事業支出(小)				
利用者負担軽減額				
支払利息支出				
その他の支出				
流動資産評価損等による資金減少額				
事業活動支出計(2)	300,000			
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		0		
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入		
		施設整備等寄附金収入		
		設備資金借入金収入		
		固定資産売却収入		
		その他の施設整備等による収入		
		施設整備等収入計(4)	0	
	支出	設備資金借入金元金償還支出		
		固定資産取得支出		
		固定資産除却・廃棄支出		
		ファイナンス・リース債務の返済支出		
		その他の施設整備等による支出		
		施設整備等支出計(5)	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		0		
その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金元金償還金寄附金収入		
		長期運営資金借入金収入		
		長期貸付金回収収入		
		投資有価証券売却収入		
		積立資産取崩収入		
		その他の活動による収入		
		その他の活動収入計(7)	0	
	支出	長期運営資金借入金元金償還支出		
		長期貸付金支出		
		投資有価証券取得支出		
		積立資産支出		
		その他の活動による支出		
		その他の活動支出計(8)	0	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		0		
予備費支出(10)		0		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		0		
前期末支払資金残高(12)		0		
当期末支払資金残高(11)+(12)		0		

大阪しあわせネットワーク (オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業) 実施要綱

(趣旨及び目的)

第1条 昨今の社会経済情勢の変化等により、孤立や孤独死、ひきこもり、虐待・家庭内暴力、自殺、生活困窮など厳しい福祉課題・生活課題が全国に広がっている。また、こうした課題に対して、既存の制度では対応ができず、“制度の狭間”の生活困窮も生じている。このようななか、社会福祉法人は、社会福祉施設の経営だけでなく、社会福祉法人が有する施設機能、専門性やノウハウを活かして地域の様々な課題に積極的に取り組み、他の経営主体との違いを鮮明にし、社会福祉法人の存在感を示す必要がある。今、改めて社会福祉法人制度創設の理念に立ち返り、社会福祉法人の使命として、府内すべての社会福祉法人、社会福祉施設が、それぞれの施設種別の特性や強みを活かした積極的な支援活動を行い、地域のセーフティネットを担うとともに、地域における包括的な支援体制の構築の要として、市区町村社会福祉協議会および「地域貢献委員会（施設連絡会）」等との連携をより一層充実させるため、大阪府内のすべての社会福祉法人が参画する「大阪しあわせネットワーク（オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業）」を実施する。

(事業名称)

第2条 この事業の名称は「大阪しあわせネットワーク（オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業）」とする。

(事業内容)

第3条 この事業は、下記の内容を実施する。

(1) 生活困窮者レスキュー事業

①総合生活相談事業の実施

制度の狭間の生活困窮など様々な生活課題を抱える人々に対し、社会福祉法人（施設）に所属する総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）が、福祉事務所等の行政機関や地域包括支援センター、市区町村社会福祉協議会や地域貢献委員会（施設連絡会）等と連携し、ワンストップの総合生活相談を行う。必要に応じ、大阪府社協所属の「しあわせネットワーク」も連携して後方支援を行う。

②経済的援助（現物給付）の実施

公的制度やサービス等による支援が受けられず、生命に関わる緊急・窮迫した制度の狭間の生活困窮状況にあり、他に支援する手段がなく、対象者への支援が不可欠で、支援の実施により一定の生活の安定が見込める場合に対して、社会福祉法人の施設長による決済により、おおむね10万円を限度とした「経済的援助（現物給付）」による支援を行う。

（２）社会福祉法人（施設）の強みを活かした地域貢献事業

①総合生活相談事業の実施

様々な生活課題を抱える人々に対し、社会福祉法人（施設）に所属する総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）が総合生活相談を行う。

②地域貢献事業の実施

社会福祉法人が有する機能（福祉専門職員や福祉施設の活用など）を活かし、社会参加・生きがい支援、居場所づくり、中間的就労、障がい者等の就労支援、子育て支援、困窮世帯の児童に対する学習支援など、社会福祉法人（施設）の特性や強みを活かした実践を行う。

（３）大阪らしい包括的支援体制構築の推進

市区町村社会福祉協議会および地域貢献委員会（施設連絡会）等に参画して市区町村域での支援体制の構築に取り組む。

なお、市区町村域での支援体制を構築・推進するにあたり、「しあわせネットワーク」を配置し、各市区町村社会福祉協議会および地域貢献委員会（施設連絡会）等の事務局や担当職員、各関係機関との連携を推進する。

（４）社会貢献基金（特別部会費）の拠出

大阪しあわせネットワーク（オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業）を実施するための財源として、各種別部会会員が「社会貢献基金（特別部会費）」を拠出する。

（実施主体）

第４条 この事業は、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会・同社会福祉施設経営者部会同各施設種別部会が実施する。

（事業の位置づけ）

第５条

- （１）第３条（１）に規定する「生活困窮者レスキュー事業」については、社会福祉法第２条３項第１号「生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業」とし、事業を実施する場合は各社会福祉法人の定款に「生計困難者に対する相談支援事業」と位置づける。
- （２）第３条（２）に規定する「社会福祉法人（施設）の強みを活かした地域貢献事業」については、実施する事業の内容等に応じて定款変更も含めて必要な対応を行う。

（総合生活相談員の配置並びに訪問相談活動）

第６条 第３条（１）に規定する「生活困窮者レスキュー事業」ならびに（２）に規定

する「社会福祉法人（施設）の強みを活かした地域貢献事業」の実施にあたり、各社会福祉法人（社会福祉施設）に総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）を配置する。

- 2 総合生活相談員は地域福祉の推進に熱意がある社会福祉施設の職員のうち、生活相談員等の相談援助職にある者、又は生活相談員等の相談援助職経験者とする。
- 3 総合生活相談員は、相談者の所得や生活状況、生活上の課題を把握するため、原則して相談者を訪問し現状把握に努める。
- 4 総合生活相談員は、福祉事務所等の行政機関や地域包括支援センター、社会福祉施設、社会福祉協議会等の専門的知識を有する人材や機能と連携し、地域の要援護者に対して医療も含めたさまざまな相談活動を継続して行うものとし、種別や制度の垣根にとらわれることなく、心理的不安を取り除き、必要なサービスの斡旋・提供を行うものとする。あわせて（１）に規定する「生活困窮者レスキュー事業」を行う場合は、経済的援助を行うための各施設で相談活動を担当する者とする。

（「しあわせネットワーク」の配置及び役割）

- 第7条 大阪しあわせネットワークの事業推進において、第3条（１）に規定する「生活困窮者レスキュー事業」ならびに（２）に規定する「社会福祉法人（施設）の強みを活かした地域貢献事業」および（３）地域における包括的支援体制の推進において、大阪府社会福祉協議会社会貢献推進室に「しあわせネットワーク」を配置する。
- 2 「しあわせネットワーク」は、地域福祉の推進に熱意があり、社会福祉施設等で生活相談員としての経験を有する者、福祉施策の現場経験を有する者、その他の生活困窮者支援に豊かな経験を有する者を充てるものとし、社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を有することが望ましい。
 - 3 「しあわせネットワーク」は市区町村社会福祉協議会および地域貢献委員会（施設連絡会）等とともに地域における包括的な支援体制の構築およびネットワーク構築等、体制づくりの推進を支援する。また必要に応じて総合生活相談員とともに生活困窮者への相談援助活動の後方支援や「社会福祉法人（施設）の強みを活かした地域貢献事業」への協力を行う。
 - 4 「しあわせネットワーク」は原則として日々の活動を記録し、事務局に報告するものとする。

（経済的援助の対象者と決裁権者）

- 第8条 第3条（１）に規定する「生活困窮者レスキュー事業」における経済的援助を行う対象者は、緊急の援護を要する生活困窮者とし、概ね以下に該当する場合に、総合生活相談員が必要に応じて関係機関と協議・調整を行った上で、総合生活相談員の所属する社会福祉施設の長の判断により決定する。
- なお、原則として支払いは本人に代わり事業者に対して行うものとする。

（１）生計困難により食材費の負担が困難な方

- (2) 生計困難により光熱水費の負担が困難な方
 - (3) 生計困難により生活に必要な日用品の負担が困難な方
 - (4) 生計困難により医療費、介護サービス費の負担が困難な方
 - (5) 上記に類似する方
- 2 経済的援助を行う対象者から、以下に該当する場合は除くものとする。
- (1) 既に施設（入所型）を利用している方
 - (2) 緊急性のない借入金、滞納金の返済にあてようとする方
 - (3) 緊急性のない日常生活費の支給を求める方
 - (4) 相談活動を行わない、申請による方
 - (5) 上記に類似する方
- 3 経済的援助は原則として給付とする。ただし、対象者が特に費用の返還を希望する場合には、その費用の返還を受け入れることとする。

（経済的援助の支払限度額）

第9条 第3条（1）に規定する「生活困窮者レスキュー事業」における経済的援助を行う際、1事例あたりの支払限度額は10万円を上限とする。なお、1回あたりの額は総合生活相談員の所属する社会福祉施設の長の判断により決定する。

（経済的援助の期間）

第10条 第3条（1）に規定する「生活困窮者レスキュー事業」における経済的援助を行う際、1事例あたりの支援期間は、概ね3ヶ月とする。

（総合生活相談員及び「しあわせネットワーカー」等の守秘義務）

第11条 第3条（1）に規定する「生活困窮者レスキュー事業」ならびに（2）に規定する「社会福祉法人（施設）の強みを活かした地域貢献事業」において、総合生活相談員、「しあわせネットワーカー」等の関係者は、要援護者の個人情報の保護に万全を期するものとし、正当な理由なくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（関係機関との連携、支援）

第12条 事業の実施にあたっては、大阪府や市町村、その他関係機関と連携して進めるものとする。

（附則）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年12月4日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。